

平成28年度 焼津市保育所徴収金(保育料)基準額表 (2号・3号用概要版)

入所児童の属する世帯の階層区分		月額保育料		月額保育料	
階層区分	定義	3号認定(3歳未満児)		2号認定(3歳以上児)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯又は支給認定保護者が児童福祉法第6条の4項第1項に規定する里親である世帯	0	0	0	0
BK	B階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	7,000 (3,500)	6,800 (3,400)	5,000 (2,500)	4,900 (2,450)
CK	C階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000 (0)	6,800 (0)	5,000 (0)	4,900 (0)
C	市町村民税課税世帯 (均等割のみ課税)	15,000 (7,500)	14,700 (7,350)	12,000 (6,000)	11,700 (5,850)
D1K	D1階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	8,000 (0)	7,850 (0)	6,500 (0)	6,350 (0)
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)
D2K	D2階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	10,000 (0)	9,800 (0)	9,000 (0)	8,800 (0)
D2	市町村民税所得割額 57,700円未満	20,000 (10,000)	19,600 (9,800)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
D3K	D3階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	12,000 (0)	11,750 (0)	10,500 (0)	10,300 (0)
D3	市町村民税所得割額 69,000円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)	21,000 (10,500)	20,600 (10,300)
D4K	D4階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	13,500 (0)	13,250 (0)	11,750 (0)	11,550 (0)
D4	市町村民税所得割額 77,101円未満	27,000 (13,500)	26,500 (13,250)	23,500 (11,750)	23,100 (11,550)
D5	市町村民税所得割額 97,000円未満	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)	26,000 (13,000)	25,500 (12,750)
D6	市町村民税所得割額 133,000円未満	37,000 (18,500)	36,300 (18,150)	27,000 (13,500)	26,500 (13,250)
D7	市町村民税所得割額 169,000円未満	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)
D8	市町村民税所得割額 235,000円未満	50,000 (25,000)	49,100 (24,550)	29,000 (14,500)	28,500 (14,250)
D9	市町村民税所得割額 301,000円未満	57,000 (28,500)	56,000 (28,000)	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)
D10	市町村民税所得割額 397,000円未満	60,000 (30,000)	58,900 (29,450)	31,000 (15,500)	30,000 (15,000)
D11	市町村民税所得割額 397,000円以上	72,000 (36,000)	70,700 (35,350)	32,000 (16,000)	30,500 (15,250)

< 備考 >

1 保育料は、児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は3号認定の保育料が適用されます。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

2 兄弟入所等の取り扱いについて、同一世帯(母子世帯等を除く)から2人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園、障害児施設等に入所している場合の保育所保育料は、第1子が全額、第2子が半額、第3子以降は無料となります。

※ 第1子が幼稚園在園で第2子、第3子が保育所入所の場合、第2子の保育料は「半額」、第3子は「無料」で算定します。

ただしB～D2階層の世帯(母子世帯等を除く)については、年齢制限なく、最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は0円とします。

3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。